

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	ボランティア功労者大臣表彰受賞者一覧	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	①その他表彰・叙勲・褒章等に推薦する際の資料 ②同一人物の重複受賞を避けるための資料	
記録項目	1 氏名、2 住所（市町村まで）	
記録範囲	ボランティア功労者大臣表彰に対し県が推薦した者	
記録情報の収集方法	市町村、市社協からの推薦による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県表彰受賞者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	①その他表彰・叙勲・褒章等に推薦する際の資料 ②同一人物の重複受賞を避けるための資料	
記録項目	1 氏名、2 主な職歴、3 住所（市町村まで）	
記録範囲	茨城県表彰に対し当グループが推薦した者	
記録情報の収集方法	茨城県社会福祉協議会からの推薦による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰受賞者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	①その他表彰・叙勲・褒章等に推薦する際の資料 ②同一人物の重複受賞を避けるための資料	
記録項目	1 氏名、2 職名	
記録範囲	社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰に対し県が推薦した者	
記録情報の収集方法	市町村、茨城県社会福祉協議会、茨城県共同募金会、福祉部各課、各県民センター、福祉相談センターからの推薦による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	-	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	-	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県災害派遣福祉チーム員登録者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	発災後の避難所にて福祉支援活動を行うチーム員の編成	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 保有資格、5 所属施設 6 連絡先（電話、メール）	
記録範囲	チーム員登録研修を受講した者（令和2年以降）	
記録情報の収集方法	茨城県社会福祉協議会から提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	民生委員・児童委員永年勤続調書	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	厚生労働大臣表彰・叙勲・褒章等の候補者を選定する際の資料	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 役職、5 賞罰	
記録範囲	勤続年数15年以上の民生委員	
記録情報の収集方法	市町村からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	関東信越厚生局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	人権相談の処理に係る相談者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課人権施策推進室	
条例個人情報ファイルの利用目的	相談者の把握	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢・生年月日、4 住所・住居、5 電話番号、6 相談・苦情	
記録範囲	相談者	
記録情報の収集方法	相談者からの聞き取り、相談者からの相談文書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	同和対策福祉資金貸付に係る債務者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉政策課人権施策推進室	
条例個人情報ファイルの利用目的	貸付時の状況確認及償還管理	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢・生年月日、4 住所・住居、5 電話番号、6 健康状態、7 家庭状況、8 住居状況、9 職業・職歴、10 勤務先、11 資産、12 収入、13 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	
記録範囲	相談者	
記録情報の収集方法	本人からの申請，市町村からの報告・意見，県社会福祉協議会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づく届出者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉政策課人権施策推進室	
条例個人情報ファイルの利用目的	届出者の再犯防止及び社会復帰支援に向けた情報提供、助言、指導、その他支援のため。	
記録項目	1 住居の所在地、2 性別、3 生年月日、4 連絡先（電話番号・メールアドレス）、5 届出に係る罪名、6 刑期の満了した日	
記録範囲	条例に基づく届出を提出したもの（令和5年度以降）	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	犯罪の経歴（届出に係る罪名）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室	
	（所在地）〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県性暴力の根絶を目指す条例に基づく相談者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉政策課人権施策推進室	
条例個人情報ファイルの利用目的	届出者の再犯防止及び社会復帰支援に向けた情報提供、助言、指導、その他支援のため。	
記録項目	1 基本情報、2 来所経緯・相談内容等、3 相談者が大事にしたいと考えていること等、4 性加害に関する振り返り、5 対応結果・その他	
記録範囲	相談に来所したもの（令和5年度以降）	
記録情報の収集方法	本人からのヒアリング	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	障害の有無、性加害に関する情報	
記録情報の経常的提供先	精神保健福祉センター、性障害専門医療センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉政策課人権施策推進室	
	（所在地）〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	介護福祉士等修学資金貸付金貸与者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉人材・指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	貸付金の免除・返還手続きのために利用する。	
記録項目	1 修学番号、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、 6 養成施設、7 在学期間、8 貸与期間、9 貸与総額、 10 保証人氏名、11 保証人住所、12 保証人電話番号 13 業務従事先	
記録範囲	茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例に基づく貸付申請者（平成5年度～平成21年度）	
記録情報の収集方法	申請者・貸与契約者からの届出・提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉人材・指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	介護福祉士等修学資金貸付金返還金収入状況管理台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部福祉人材・指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	貸付金の返還金管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 電話番号、3 返還額、4 納入記録	
記録範囲	茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例に基づく返還決定者（平成5年度～平成21年度借受者）	
記録情報の収集方法	借受者・保証人からの届出・提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部福祉人材・指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	戦没者の父母等に対する特別給付金請求書ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	戦没者の父母等に対する特別給付金の裁定事務を行うため。また、法改正により受給権（請求権）が継続されるため、業務上過去の請求書を確認する必要がある。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3続柄、4性別、5住所、6本籍、7電話番号、8請求日、9裁定日、10裁定番号、11裁定内容、12戦没者の情報（氏名、生年月日、死亡年月日、性別、本籍、陸・海軍・軍人・軍属・準軍属 別）	
記録範囲	当該請求書を提出した者（昭和42年度以降） 請求に係る戦没者	
記録情報の収集方法	請求者本人からの申請（戸籍は市町村から交付）等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	（要請があれば）厚生労働省社会・援護局、他都道府県援護担当課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部長寿福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	■法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	未帰還者留守家族等援護法に基づく留守家族手当申請書、 葬祭料申請書、遺骨引取経費申請書ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさどる 組織の名称	福祉部長寿福祉課	
条例個人情報ファイルの利用 目的	留守家族に対する手当の支給のため。 また、死亡後に帰還した場合の葬祭料や遺骨引取申請に係 る審査を行うため。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3続柄、4性別、5住所、6本籍、7申請日、 8裁定日、9裁定番号、10裁定内容、11未帰還者の情報(氏名、 生年月日、死亡年月日、性別、本籍、陸・海軍・軍人・軍属 ・準軍属の別)	
記録範囲	未帰還者及び留守家族 当該申請書を提出した者(昭和28年度以降)	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請(戸籍は市町村から交付)等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	(要請があれば)厚生労働省社会・援護局	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部長寿福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	■法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	支援給付又は配偶者支援金の支給に係る支援給付台帳、支援給付開始申請書、支援給付開始決定通知書、配偶者支援金決定通知書等ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部長寿福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	永住帰国した中国残留邦人等の自立支援のために継続的に支援給付等を行うにあたり、中国残留邦人の正確な情報を把握しておく必要があるため。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3家族構成、4性別、5住所、6本籍、7申請日、8決定内容、9永住帰国者の情報（氏名、生年月日、家族構成、性別、住所）	
記録範囲	中国残留邦人等及び特定配偶者 当該申請書を提出した者（昭和36年度以降）	
記録情報の収集方法	申請者本人からの申請（戸籍は市町村から交付）等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	永住帰国者に係る帰国前の生活状況等	
記録情報の経常的提供先	厚生労働省社会・援護局、当該永住者の市町村援護担当課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部長寿福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	公費負担医療費給付事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所施設に入所している児童の措置医療費及び障害児入所医療費の支払のため。	
記録項目	個人識別符号(個人番号を除く。)、個人番号、氏名、性別、年齢・生年月日	
記録範囲	障害児入所施設に入所している児童	
記録情報の収集方法	茨城県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金及び医療機関で作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費，特定入所障害児食費等給付費，障害児入所医療費の支払に関する事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支払のため。	
記録項目	個人識別符号(個人番号を除く。)、個人番号、氏名、性別、年齢・生年月日、住所・居所、電話番号	
記録範囲	本人及び児童	
記録情報の収集方法	各児童相談所で入力した情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	茨城県国民健康保険団体連合会 各市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の入所給付決定及び入所受給者証の交付に関する事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給決定手続きのため。	
記録項目	個人識別符号(個人番号を除く。)、個人番号、氏名、性別、年齢・生年月日、健康状態、病歴、障害の状況、身体 の状況、家庭状況、親族関係、婚姻歴、住居状況、職業・ 職歴、地位・役職、資産、収入、納税状況、公的扶助	
記録範囲	本人及び児童	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	障害児入所施設、各市町村	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手 続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	

備 考	
-----	--

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所措置費支払に関する事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児が措置入所している障害児入所施設への措置費支払のため。	
記録項目	個人識別符号(個人番号を除く。)、個人番号、氏名、性別、年齢・生年月日、住所・居所、電話番号	
記録範囲	措置児童及び保護者	
記録情報の収集方法	各児童相談所で作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	精神保健指定医申請事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、特に人権上適切な配慮を要する精神科医療に当たる医師に対し、特別の法的資格を与えるための事務を行う。	
記録項目	1 申請日、2 氏名、3 現住所、4 生年月日、5 年齢、6 性別、7 医籍登録年月日及び番号、8 勤務先住所及び名称、9 電話番号及びメールアドレス、10、顔写真、11診断治療に従事した病院名及び期間、12、研修の受講年月日、13処分歴、14 学歴及び職歴、15指導した精神保健指定医の診療従事期間、診療従事態様及び指定医番号、16ケースレポート内容	
記録範囲	精神保健指定医指定申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人及び指導した精神保健指定医からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号

	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	サービス管理責任者等研修事業 修了者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	指定障害福祉サービス事業者において配置するサービス管理責任者等の養成研修の修了者名簿の管理	
記録項目	1 修了証書番号、2 修了年月日、3 氏名、4 フリガナ、5 生年月日、6 郵便番号、7 受講者住所、8 法人名、9 事業所名、10 郵便番号、11 事業所所在地 12 連絡先アドレス	
記録範囲	茨城県サービス管理責任者等研修実施要項に基づく研修を終了した者	
記録情報の収集方法	本人からの受講申込書→研修事業受託者が名簿作成→障害福祉課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	介護職員等のたん吸引等実施に関する事務 喀痰吸引等研修管理簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	・介護職員等のたん吸引等実施研修修了者の試験結果通知 ・認定書交付者名簿の管理	
記録項目	1 受講番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 郵便番号、6 住所、7 勤務事業所名、8 受講開始年月日、9 受講修了年月日、10 筆記試験点数、11 筆記試験の合否・追試、12 追試後の合否	
記録範囲	介護職員等によるたんの吸引等実施研修事業「第三号研修・特定の者対象」開催要項に基づき研修を受講した者	
記録情報の収集方法	本人からの受講申込書→研修事業受託者が名簿作成→障害福祉課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	強度行動障害支援者養成研修 修了者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	強度行動障害者支援者養成研修の修了者名簿の管理	
記録項目	1 受講番号、2 勤務先事業所名、3 氏名、4 フリガナ、 5 生年月日	
記録範囲	茨城県強度行動障害者支援者養成研修実施要項に基づき研修を終了した者	
記録情報の収集方法	本人からの受講申込書→研修事業受託者が名簿作成→障害福祉課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		



04 提出日【障害福祉課自立支援G】様

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	相談支援従事者研修事業 修了者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事する相談支援専門員の養成研修の修了者名簿の管理	
記録項目	1 修了証書番号、2 修了年月日、3 氏名、4 フリガナ、5 生年月日、6 住所、7 法人名、8 事業所名、9 所在地	
記録範囲	茨城県障害者相談支援従事者研修実施要項に基づく研修を終了した者	
記録情報の収集方法	本人からの受講申込書→研修事業受託者が名簿作成→障害福祉課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

備 考	
-----	--

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	同行援護従業者養成研修事業 研修修了者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	同行援護従業者養成研修修了者名簿の管理	
記録項目	1 修了証明書番号、2 修了年月日、3 所属機関名、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 住所、8 電話番号、9 現況	
記録範囲	茨城県同行援護従業者養成研修実施要項に基づき研修を終了した者	
記録情報の収集方法	本人からの受講申込書→研修事業受託者が名簿作成→障害福祉課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	補助犬給付に関する事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	身体障害者に対して補助犬を給付するにあたっての要件確認。	
記録項目	1氏名、2性別、3年齢、4生年月日、5住所、6電話番号、7障害の状況、8手帳番号、9家庭状況、10住居状況、11家族状況、12収入、13納税状況	
記録範囲	補助犬給付申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	措置入院患者台帳（知事部局）
行政機関等の名称	茨城県知事
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課、各保健所、精神保健福祉センター
条例個人情報ファイルの利用目的	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条に基づく措置入院に係る事務のため利用する。
記録項目	1 整理番号、2 報告書作成日、3 患者氏名、4 居住市町村、5 年齢、6 生年月日、7 性別、8 最終診断、9 ICD10、10 かかりつけ医、11 通報日、12 通報受理時刻、13 発見日、14 発見時間、15 根拠条文、16 問題行動、17 内容、18 通報機関、19 診察要否、20 対応時刻、21 診察・診察不要理由、22 移送・行動制限の有無、23 移送業者、24 緊急措置診察日、25 時刻、26 場所、27 結果、28 一次措置診察診察日、29 時刻、30 場所、31 医師所属、32 結果、33 二次措置診察診察日、34 時刻、35 場所、36 医師所属、37 結果、38 入院先、39 実地審査報告、40 後方転院期日、41 転院先病院、42 移送業者、43 事務移管日、44 移管先保健所、45 措置解除年月日、46 措置解除後状況、47 入院日、48 症状消退届年月日、49 延日数、50 仮退院
記録範囲	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出のあった者
記録情報の収集方法	通報機関（警察署等）からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員養成研修修了者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の養成研修修了者への修了証書の交付	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日	
記録範囲	登録証申請に係る申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	研修受託事業者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の登録証	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員の登録証発行	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日	
記録範囲	登録証申請に係る申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	一般社団法人茨城県聴覚障害者福祉協会からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	緊急時対応手話通訳者、要約筆記者名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課	
条例個人情報ファイルの利用目的	緊急時における手話通訳者、要約筆記者の警察等の提供	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	手話通訳者・要約筆記者	
記録情報の収集方法	指定管理受託事業者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部障害福祉課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	先天性代謝異常等検査関係ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局少子化対策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	先天性代謝異常等検査において陽性、要精密となった児に関するフォローアップを依頼するため。	
記録項目	1検査初回受付日、2出産医療機関、3母氏名、4児氏名、5児6生年月日、7住所地、8要精密検査項目、9疾患名（陽性）	
記録範囲	平成25年度以降、先天性代謝異常等検査において陽性、要精密となった児と保護者	
記録情報の収集方法	・先天性代謝異常等検査の申し込み ・検査機関（委託業者）からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	旧優生保護法関係ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局少子化対策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	・旧優生保護法に基づく手術件数等の把握のため。 ・旧優生保護法一時金請求書の国への進達のため。	
記録項目	氏名、住所、性別、障害の程度、優生手術実施の有無等	
記録範囲	昭和23年～平成8年の間に優生保護法に基づく手術を行った可能性がある者 平成31年4月24日以降、旧優生保護法一時金支給法に基づく申請者	
記録情報の収集方法	・関係機関への照会、実地調査による収集。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	こども家庭庁成育局母子保健課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童手当配偶者からの暴力を訴えている事例	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局少子化対策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	・ 配偶者からの暴力の訴えによる、児童手当受給者変更の事務手続きのため。	
記録項目	1 氏名、2 居住地	
記録範囲	配偶者からの暴力を訴えている者とその子、配偶者	
記録情報の収集方法	関係機関からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	配偶者居住地の都道府県、市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	いばらきマリッジサポーターファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局少子化対策課	
条例個人情報ファイルの利用目的	いばらきマリッジサポーターが実施する結婚支援活動の推進のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 メールアドレス、	
記録範囲	いばらきマリッジサポーター申込書を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	各マリッジサポーター ※上記記録項目3～4は提供しない。	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

備 考	—
-----	---

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	求職管理簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局	
条例個人情報ファイルの利用目的	いばらき保育人材バンク運営業務委託の実績確認	
記録項目	1求職者の氏名、2住所、3生年月日、4希望職種、5受付年月日、6有効期間、7紹介年月日、8求人受理番号、9求人者の氏名又は名称、10採否結果、11採用年月日、12雇用期間、13転職勧奨禁止期間、14 6 か月以内の離職状況	
記録範囲	いばらき保育人材バンク運営業務委託事業により就職マッチング支援を実施したもの（令和4年度以降）	
記録情報の収集方法	求職者、施設からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	求人管理簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局	
条例個人情報ファイルの利用目的	いばらき保育人材バンク運営業務委託の実績確認	
記録項目	1求人者の氏名又は名称、2所在地、3連絡担当者連絡先電話番号、4受付年月日、5有効期間、6求人数、7職種、8就業場所、9雇用期間、10賃金、11紹介年月日、12求職者氏名、13採否結果、14採用年月日、15雇用期間、16転職勧奨禁止期間、17 6 か月以内の離職状況	
記録範囲	いばらき保育人材バンク運営業務委託事業により就職マッチング支援を実施したもの（令和4年度以降）	
記録情報の収集方法	求職者、施設からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	私立幼稚園等特別支援教育補助に係る対象園児一覧	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局子ども未来課	
条例個人情報ファイルの利用目的	私立幼稚園等特別支援教育補助に係る対象園児の確認	
記録項目	1法人番号、2法人名、3幼稚園名、4施設類型、5園所在地、6園番号、7判定基準日、8園児番号、9障害児名、10認定区分、11認定市町村名、12年齢、13生年月日、14障害種類、15障害名、16判定機関等、17医師名等、18手帳級、19前年度の判定、20前年度の園児数、21施設型給付費の有無、22経常的経費、23交付上限額、24補助額、25納付金の差の有無、26個別計画の策定有無	
記録範囲	私立幼稚園等特別支援教育補助事業に申請された園児及び園児を判定した医師等	
記録情報の収集方法	私立幼稚園等特別支援教育補助事業に申請する施設からの申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号

	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	マッチング結果	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局	
条例個人情報ファイルの利用目的	いばらき保育人材バンク運営業務委託の実績確認	
記録項目	1市町村名、2法人名、3施設名、4施設長名、5雇用者名、6雇用開始日、7雇用形態、8勤務形態、9直接雇用決定日	
記録範囲	いばらき保育人材バンク運営業務委託事業により就職マッチング支援を実施した者（令和4年度以降）	
記録情報の収集方法	本人、就職先施設からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	保育人材復職支援事業未就学児保育料一部助成決定者一覧	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局	
条例個人情報ファイルの利用目的	保育・幼児教育人材復職支援事業業務委託の実績確認	
記録項目	1申請者氏名、2郵便番号、3住所、4保育所等名称、5貸付有無、6提出日、7就労開始日、8対象期間、9月数、10総額、10内訳	
記録範囲	保育・幼児教育人材復職支援事業に申請をおこなった者（令和 3 年度以降）	
記録情報の収集方法	本人による申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業教育補助員一覧	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局子ども未来課	
条例個人情報ファイルの利用目的	幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業の対象者教育補助員確認	
記録項目	1法人名、2園番号、3幼稚園名、4市町村名、5施設類型、6計画の有無、7対象教育補助員名、8対象人数	
記録範囲	幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業に申請された者	
記録情報の収集方法	幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業に申請する施設からの申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	申請施設があった市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	保育士試験結果ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局子ども未来課	
条例個人情報ファイルの利用目的	保育士試験の結果を把握し、受験者に保育士試験対策講座の受講と保育士試験の再受験を促すため利用する	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 保育士試験筆記試験判定結果	
記録範囲	茨城県で保育士試験を受験したもの	
記録情報の収集方法	本人からの受験申込	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課	
	（所在地）〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	里親委託費支払い簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当	
条例個人情報ファイルの利用目的	里親委託費支払いのため利用する	
記録項目	1. 里親名 2. 委託児童名 3. 委託児童生年月日 4. 委託児童年齢 5. 委託児童学校名 6. 委託児童学年	
記録範囲	児童措置通知書をもとに作成したもの	
記録情報の収集方法	児童相談所より送付される児童措置通知書（様式Ⅰ-6）をもとに作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	会計事務局会計管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	茨城県総務部総務課訟務・情報公開室	
	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第2号（第3条第3項関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	措置費（事業費）請求書ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当	
個人情報ファイルの利用目的	児童養護施設の措置費（事業費）の支払いのため利用する	
記録項目	1. 児童氏名 2. 学年 3. 生年月日 4. 入所日 5. 学校名	
記録範囲	児童措置通知書をもとに、児童養護施設が作成したもの	
記録情報の収集方法	児童相談所より送付される児童措置通知書（様式Ⅰ-6）をもとに児童養護施設が作成したものを、メールで送ってもらう	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	会計事務局会計管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	茨城県総務部総務課訟務・情報公開室	
	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

様式第2号（第3条第3項関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童福祉施設入所児童等費用徴収ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当	
個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づき、児童福祉施設に入所している児童の保護者（扶養義務者）または入所者から、その負担能力に応じて徴収額を認定し徴収を行う。	
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 年齢・生年月日、5 住所、6 電話番号、7 本籍・国籍、8 続柄、9 障害者手帳の有無、10 療育手帳の有無、11 職業、12 収入、13 公的扶助、14 所得税額・住民税額	
記録範囲	児童福祉法に基づき、児童福祉施設に入所している児童の保護者（扶養義務者）または入所者	
記録情報の収集方法	児童相談所からの通知、保護者（扶養義務者）または入所者からの関係書類の提出、関係機関の証明・確認、個人番号を利用した情報照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	都道府県、市町村（番号制度の情報連携開始後）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	茨城県総務部総務課訟務・情報公開室	
	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル	

	☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	里親登録名簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当	
個人情報ファイルの利用目的	里親登録の確認のため	
記録項目	1.里親名 2.里親登録日 3.住所 4.家庭環境 5.養子縁組希望の有無	
記録範囲	里親審議会で認定された里親を茨城県が作成したもの	
記録情報の収集方法	フォスタリング機関、児童相談所が作成した里親個人申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	児童相談所、フォスタリング機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	茨城県総務部総務課訟務・情報公開室	
	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	

様式第2号（第3条第3項関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	母子生活支援施設入所者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局青少年家庭課 青少年・母子担当	
個人情報ファイルの利用目的	母子生活支援施設の措置費の支払いのため利用する	
記録項目	1. 入所者氏名 2. 生年月日 3. 入所日 4. 措置元（福祉事務所） 5. 入所理由	
記録範囲	児童福祉法に基づき、母子生活支援施設に入所している入所者（世帯）	
記録情報の収集方法	母子生活支援施設又は福祉事務所からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	会計事務局会計管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	茨城県総務部総務課訟務・情報公開室	
	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

様式第2号（第3条第3項関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	助産施設入所者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子ども政策局青少年家庭課 青少年・母子担当	
個人情報ファイルの利用目的	助産施設の措置費の支払いのため利用する	
記録項目	1. 入所日 2. 世帯主氏名 3. 本籍 4. 現住所 5. 家族の状況 6. 続柄 7. 生年月日 8. 職業 9. 月收入 10. 教育程度 11. 家計状況 12. 公的扶助 13. 入所理由 14. 既往症生育歴及び現在の健康状況 15. 家庭及び社会環境 16. 出産予定日	
記録範囲	児童福祉法に基づき、助産施設に入所する入所者（世帯）	
記録情報の収集方法	福祉事務所からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	会計事務局会計管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	茨城県総務部総務課訟務・情報公開室	
	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	相談記録票ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	相談者の本人確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 年齢（生年月日）、3 住所、4 職業、5 婚姻、6 子ども、7 転落、8 相談の主訴、9 家庭状況、10 処理状況	
記録範囲	相談記録票に記載されたもの	
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	女性保護入所調整会議録ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	困難な問題を抱える女性等の福祉相談センター別館への入所決定に際し、本人であることを特定するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 職業、4 住所（居所）、5 外国人ビザ期限、6 在留カード（在留資格）、7 国籍、8 相談の主訴、9 家族・親族及び関係者、10 本人の状況、生活歴等、11 警察・市町村への相談等	
記録範囲	福祉相談センター別館入所調整会議録に記載されたもの	
記録情報の収集方法	市町村又は警察署から提供、本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	児童相談所、福祉相談センター委託契約施設	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	入所（寮）申請書ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	困難な問題を抱える女性等の福祉相談センター別館（県立若葉寮）への入所に際し、本人であることを特定するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 住所、5 家族の状況、6 申請理由	
記録範囲	入所申請書を提出したもの。入所承認通知書に記載されたもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	退所（寮）申請書ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	困難な問題を抱える女性等の福祉相談センター別館（県立若葉寮）からの退所に際し、本人であることを特定するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 入所年月日、3 退所年月日、4 理由、5 退所先	
記録範囲	退所届を提出したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	保護ケース記録簿ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	困難な問題を抱える女性等の保護の記録を作成する際に、本人であることを特定するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 保護年月日、5 住所、6 結婚の状況、7 職歴、8 心身の状態、9 今後の希望、10 家族の状況、11 退所日、12 退所先	
記録範囲	保護ケース記録に記載されたもの	
記録情報の収集方法	市町村及び警察署から提供、本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸 1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	支援方針会議記録ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	困難な問題を抱える女性等の支援方針を決定する際に、本人であることを特定するために利用する。	
記録項目	1 ケース番号、2 一時保護日、3 氏名、4 生年月日、5 年齢、6 同伴児者、7 職業、8 相談経路、9 主訴、10 暴力の状況、11 家族・親族及び関係者、12 本女の状況、13 夫の状況、14 本女の希望、15 支援方針、16 入所後の経過、17 退所	
記録範囲	支援方針会議記録に記載されたもの	
記録情報の収集方法	市町村及び警察署から提供、本人からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	DV証明書ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（女性相談支援課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書を発行する際に、本人であることを特定するために利用する。	
記録項目	1 相談者氏名（生年月日）、2 同伴児童名（生年月日）、3 相談者住所、4 相談者居所、5 相談内容、6 入所期間、7 連絡先（電話）、8 使用目的、9 提出先、10 必要枚数、11 相談内容	
記録範囲	DV証明申請書に記載されたもの	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）水戸市三の丸1－5－38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	生活保護申請書、扶養届、保護決定調書、保護台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（生活保護課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5住所・居所、6電話番号、7本籍・国籍、8個人識別符号（個人番号を除く）、9個人番号、10健康状態、11病歴、12障害の状況、13身体状況、14家庭状況、15親族関係、16婚姻歴、17住居状況、18職業・職歴、19学業・学歴、20資格・賞罰、21資産、22収入、23公的扶助	
記録範囲	被保護者及び扶養義務者	
記録情報の収集方法	本人の申告、扶養義務者からの申告、関係機関等に対する調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）〒310-0011茨城県水戸市三の丸1-5-38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	相談受付・申込票、インテーク・アセスメントシート、支援経過記録シート、プラン兼事業等利用申込書	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（生活保護課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者自立相談を利用したい相談者の受付を行い、相談支援を継続的に行う。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢・生年月日、5電話番号、6メールアドレス、7家庭状況、8婚姻歴、9住居状況、10地域関係、11健康状態、12通院状況、13健康保険加入状況、14障害手帳の有無、15収支状況、16家計状況、17課税状況、18滞納・債務状況、19公的給付関係、20生活保護受給状況、21就労状況、22最終学歴、23直近離職年数、24資格取得状況、25職歴	
記録範囲	生活困窮者自立相談支援事業の利用者	
記録情報の収集方法	利用者からの確認	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）〒310-0011茨城県水戸市三の丸1-5-38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	生活困窮者住居確保給付金支給申請書	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（生活保護課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	住居確保給付金支給にあたって支給要件を確認する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 年齢・生年月日、5 電話番号、6 就労状況、7 求職状況5職歴、8 世帯の収支・預貯金の状況、9 資産状況、10住居関係	
記録範囲	住居確保給付金の利用者	
記録情報の収集方法	利用者からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）〒310-0011茨城県水戸市三の丸1-5-38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当 個人番号台帳一覧表	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（地域福祉課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当受給資格審査のために利用する	
記録項目	1 取得日、2 申請者氏名、3 利用目的、4 申請書名、5 保管場所	
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格を申請した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童扶養手当 個人番号台帳一覧表	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（地域福祉課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当受給資格審査のために利用する	
記録項目	1 取得日、2 申請者氏名、3 利用目的、4 申請書名、5 保管場所	
記録範囲	児童扶養手当受給資格を申請した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	会計年度任用職員任用ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県福祉相談センター（総務課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	会計年度任用職員の任用	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 職歴、7 基礎年金番号、8 報酬振込先の金融機関口座、9 個人番号	
記録範囲	会計年度任用職員として採用された者	
記録情報の収集方法	本人からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	総務部総務事務センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉相談センター	
	（所在地）〒310 - 0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	措置通報対応ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県精神保健福祉センター	
条例個人情報ファイルの利用目的	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく通報への対応	
記録項目	①整理番号②条項③年度別整理番号④通報年月日⑤本人氏名⑥性別⑦生年月日⑧年齢⑨保護者氏名⑩居住地⑪担当保健所名⑫病名⑬病院名⑭診察要否⑮緊急措置診察⑯一次診察⑰二次診察⑱結果⑲実地審査実施日⑳措置解除日㉑転院日㉒通報機関㉓備考	
記録範囲	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき申請及び通報がなされたもの	
記録情報の収集方法	申請者、通報者、本人、家族、医療機関、関係機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県福祉部精神保健福祉センター	
	（所在地）〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	相談ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	精神保健福祉センター相談援助課	
条例個人情報ファイルの利用目的	相談の実施のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5職業、6住所、7電話番号、8相談者または保護者氏名、9相談者との関係、10相談者の職業、11相談者住所、12相談者連絡先、13相談内容	
記録範囲	本人または相談者	
記録情報の収集方法	本人または相談者による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県精神保健福祉センター	
	（所在地）水戸市笠原町993-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	診療録（カルテ）ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	精神保健福祉センター相談援助課	
条例個人情報ファイルの利用目的	診療の実施	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5職業、6住所、7電話番号、8相談者または保護者氏名、9相談者との関係、10相談者の職業、11相談者住所、12相談者連絡先、13診療内容	
記録範囲	医療受診者	
記録情報の収集方法	本人への診療	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）精神保健福祉センター	
	（所在地）水戸市笠原町993-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童福祉施設入所児童等費用徴収事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 中央児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づき児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じ徴収額を認定し徴収を行う。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 個人番号、9 職業、10 収入、11 税額、12 徴収金額	
記録範囲	児童福祉施設入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県中央児童相談所	
	（所在地）〒310-0005 茨城県水戸市水府町864-16	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	—	

式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費決定及び入所受給者証の交付事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 中央児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費の決定、入所受給者証の交付手続きのため	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 続柄、7 個人番号、8 健康状態、9 障害の状況、10 病歴、11 身体 of 状況、12 家庭状況、13 収入、14 税額、15	
記録範囲	障害児施設契約入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県中央児童相談所	
	（所在地）〒310-0005 茨城県水戸市水府町 8 6 4－1 6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号	☒ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童福祉施設入所児童等費用徴収事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 日立児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づき児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じ徴収額を認定し徴収を行う。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 個人番号、9 職業、10 収入、11 税額、12 徴収金額	
記録範囲	児童福祉施設入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）日立児童相談所	
	（所在地）日立市弁天町3－4－7	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費決定及び入所受給者証の交付事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 日立児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費の決定、入所受給者証の交付手続きのため	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 続柄、7 個人番号、8 健康状態、9 障害の状況、10 病歴、11 身体の状況、12 家庭状況、13 収入、14 税額、15	
記録範囲	障害児施設契約入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）日立児童相談所	
	（所在地）日立市弁天町 3－4－7	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号	☒ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童福祉施設入所児童等費用徴収事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 鉾田児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づき児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じ徴収額を認定し徴収を行う。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 個人番号、9 職業、10 収入、11 税額、12 徴収金額	
記録範囲	児童福祉施設入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鉾田児童相談所	
	(所在地) 鉾田市鉾田1367-3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費決定及び入所受給者証の交付事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 鉾田児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費の決定、入所受給者証の交付手続きのため	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 続柄、7 個人番号、8 健康状態、9 障害の状況、10 病歴、11 身体の状況、12 家庭状況、13 収入、14 税額、15	
記録範囲	障害児施設契約入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鉾田児童相談所	
	(所在地) 鉾田市鉾田1367-3	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童福祉施設入所児童等費用徴収事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 土浦児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づき児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じ徴収額を認定し徴収を行う。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 個人番号、9 職業、10 収入、11 税額、12 徴収金額	
記録範囲	児童福祉施設入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）土浦児童相談所	
	（所在地）土浦市下高津 3－14－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費決定及び入所受給者証の交付事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 土浦児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費の決定、入所受給者証の交付手続きのため	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 続柄、7 個人番号、8 健康状態、9 障害の状況、10 病歴、11 身体 of 状況、12 家庭状況、13 収入、14 税額、15	
記録範囲	障害児施設契約入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 土浦児童相談所	
	(所在地) 土浦市下高津 3－1 4－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	児童福祉施設入所児童等費用徴収事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 筑西児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	児童福祉法に基づき児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じ徴収額を認定し徴収を行う。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 性別、4 住所・居所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 個人番号、9 職業、10 収入、11 税額、12 徴収金額	
記録範囲	児童福祉施設入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）筑西児童相談所	
	（所在地）筑西市二木成6 1 5 筑西合同庁舎分庁舎	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	障害児入所給付費決定及び入所受給者証の交付事務	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 筑西児童相談所	
条例個人情報ファイルの利用目的	障害児入所給付費の決定、入所受給者証の交付手続きのため	
記録項目	1氏名、2年齢・生年月日、3性別、4住所・居所、5電話番号、6続柄、7個人番号、8健康状態、9障害の状況、10病歴、11身体の状況、12家庭状況、13収入、14税額、15	
記録範囲	障害児施設契約入所者	
記録情報の収集方法	扶養義務者又は本人の申告、市区町村への照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）筑西児童相談所	
	（所在地）筑西市二木成615筑西合同庁舎分庁舎	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		